

総務省統計局 説明資料

1 個人企業経済調査（基幹統計調査）の変更

(1) 調査の目的及び調査対象の範囲の変更

(論点)

- a 今回の変更によって、引き続き調査対象としない業種と、調査対象としない理由は何か。また、変更により、どのような効果が見込まれるか。
- b 「事業所」単位の調査から、「個人企業」単位の調査に変更する理由は何か。また、この変更に伴い、どのような影響・効果等が生じるのか。
- c 本調査における「個人企業」とは、どのような定義・範囲のものか。

【回答】

<a (調査対象としない業種とその理由、変更の効果) >

今回の変更後において調査対象としない業種とその理由は、下表（表1）のとおりである。また、今回の調査対象産業の拡大により、国民経済計算（年次推計）における混合所得推計の精緻化を図ることが可能になる。

<表1 母集団のうち、調査対象としない産業とその理由>

調査対象としない産業	母集団 (平成26年経済センサス -基礎調査結果より)	調査対象 とした場合の 標本数(試算) (※)	調査対象としない理由
C 鉱業, 採石業, 砂利採掘業	139	2	A 母集団に個人企業に係る事業所がない又はほとんどないため
F 電気・ガス・熱供給・水道業	10	0	
(H 運輸業, 郵便業のうち)			
42 鉄道業	3	0	
46 航空運輸業	-	-	
(J 金融業, 保険業のうち)			
62 銀行業	-	-	
63 協同組織金融業	-	-	
(M 宿泊業, 飲食サービス業のうち)			
(76 飲食店のうち)			
765 酒場, ビヤホール	93,860	1,314	B 調査票の回収が困難なため(現行調査においても調査対象産業としていない)
766 バー, キャバレー, ナイトクラブ	93,175	1,304	
(P 医療, 福祉のうち)			
(83 医療業のうち)			C 業務内容の特質から、個人企業経済調査の調査事項(「主な事業以外の事業収入の有無」、「受託の状況」等)の把握になじまないため(表2)
831 病院	296	4	
832 一般診療所	41,623	583	
833 歯科診療所	53,985	756	D 母集団が少なく、1企業等当たりの売上高が著しく小さいため(表3)
(Q 複合サービス事業のうち)			
87 協同組合(他に分類されないもの)	-	-	(A)
(R サービス業(他に分類されないもの)のうち)			(A)
93 政治・経済・文化団体	-	-	
94 宗教	1,147	16	

※母集団に「37,000(調査対象数)/1,800,000(母集団)」及び回収率(70%程度を想定)を乗じたもの

<表2 個人企業における一般診療所及び歯科診療所における複数事業の有無の状況>

	複数事業を行っている割合(%)
一般診療所	0.3
歯科診療所	0.5
(参考)	
D 建設業	7.5
E 製造業	19.1
I 卸売業, 小売業	13.3
M 宿泊業, 飲食サービス業	6.3
N 生活関連サービス業, 娯楽業	9.7
サービス業(上記産業を除く)	14.9

(平成26年経済センサス基礎調査結果より)

<表3 1企業等当たりの売上(収入)金額(試算)(売上(収入)金額10億円未満の産業)>

企業産業中分類	1企業等当たりの売上(収入)金額(試算)(百万円)
17 石油製品・石炭製品製造業	13.6
33 電気業	5.6
37 通信業	7.1
38 放送業	6.8
42 鉄道業	6.0
49 郵便業(信書便事業を含む)	3.7
66 補助的金融業等	3.4
71 学術・開発研究機関	5.5
94 宗教	0.7
95 その他のサービス業	4.5

(平成26年経済センサス基礎調査結果より)

< b (事業所単位の調査から個人企業単位の調査に変更する理由、その影響・効果等) >

調査方法を調査員調査から郵送・オンライン調査とすることに対応した記入精度確保方策として、「事業所」単位の調査から企業単位(事業主単位)の調査に変更するもの。

この変更により、売上高等の記入に際し、複数事業所がある個人事業主であっても、確定申告のために保存している帳簿からそのまま転記すれば回答できるようになり、正確な記入を確保することが可能となる。また、国民経済計算(年次推計)における混合所得推計は、「国勢調査」等から求めた産業別「事業主数」に個人企業経済調査の1事業所当たりの営業利益を乗じて推計しているが、営業利益の調査単位を事業主単位とすることにより、より整合的な推計が可能になると考えられる。

< c (本調査における「個人企業」定義・範囲) >

本調査における「個人企業」は、個人が事業を営んでいる企業等のことをいい、法人組織になっていなければ共同経営の場合も含めている。

(2) 報告者数及び選定方法の変更

① 調査対象範囲の拡大に伴う標本設計の見直し、報告者数の拡大

(論点)

- a 新たな標本設計の内容は、どのようなものか。
(層化基準の詳細、そのように設定した理由、及び層ごとに想定される報告者数の情報を含む。)
- b 報告者の数が極端に少ない階層が発生する可能性がないか。

【回答】

<a (新たな標本設計の概要) >

- 1 今回の見直しに伴い、産業分類、都道府県別に結果表章を行うことから、標本設計は、産業分類（6区分）及び都道府県（47区分）別の層化に加え、売上高の精度向上を図る観点から売上高階級（2区分）別に層化して抽出を行う。（層ごとの標本規模については表5参照）

標本抽出方法		層化等確率無作為抽出
層化基準		産業分類（6区分）、売上高階級（2区分）、都道府県（47区分）
	産業分類	「建設業」、「製造業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「サービス業（上記産業を除く）」（※）
	売上高階級	都道府県、産業分類ごとに売上高90%点を算出し、各報告者の売上高が売上高90%点未満か否かで区分 (層内の事業所を売上高の低い順に並べ、事業所数の累計が事業所総数に占める割合に対して90%になった時点で層内を2つのグループに分けるもの)
標本配分	産業分類	均等配分
	売上高階級	均等配分
	都道府県	都道府県の規模（個人経営の事業所数）で傾斜配分
標本規模	層内	40以上
	都道府県	480以上（=40以上×6区分（産業分類）×2区分（売上高階級））
	全国	37,000

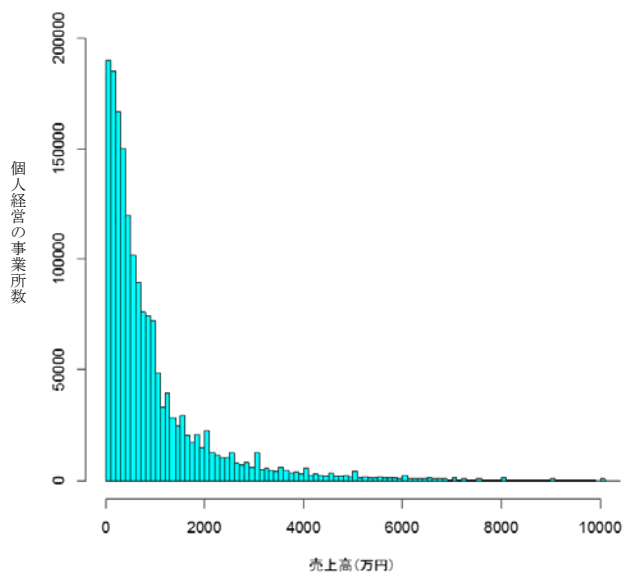
※ 標本設計上の産業分類区分について

標本設計上の産業分類区分	右に該当する産業分類
「建設業」	「建設業」
「製造業」	「製造業」
「卸売業、小売業」	「卸売業、小売業」
「宿泊業、飲食サービス業」	「宿泊業、飲食サービス業」
「生活関連サービス業、娯楽業」	「生活関連サービス業、娯楽業」
「サービス業（上記産業を除く）」	「情報通信業」 「運輸業、郵便業」 「金融業、保険業」 「不動産業、物品賃貸業」 「学術研究、専門・技術サービス業」 「教育、学習支援業」 「医療、福祉」 「複合サービス業」 「サービス業（他に分類されないもの）」

2 なお、売上高階級の層化は、個人経営の事業所と売上高の度数分布（図1）をみると、売上高が右に裾の長い分布となっていることから、結果精度の向上を図るためには、売上高の大きい事業所の抽出率を高くすることが効率的であることを踏まえたものである。

※売上高階級の区分設定は、最も標準誤差が小さく精度向上が見込まれるのは90%点であった（表4）ことから、売上高90%点未満か以上かで区分

（図1 個人経営の事業所と売上高の度数分布（売上高1億円超を除く））



（表4 売上高の分位点別標準誤差）

売上高階級の区分	分位点 (万円)	標準誤差 (万円)
区分なし	---	43
75%点	1215	26
80%点	1510	23
85%点	1991	21
90%点	2670	19
95%点	4243	20
<平均値>	1243	

※上記資料は平成24年経済センサスー活動調査を独自に集計したものの売上高の分布、分位点、標準誤差、平均値は、全国の調査産業計

<b（報告者の数が極端に少ない階層が発生する可能性）>

標本設計においては、すべての層内において40以上の標本を確保できる設計としている。

(表5 層ごとの標本規模)

産業別、都道府県別標本数（概算）							
※層内の標本規模については、産業別、都道府県別に売上高階級（2区分）により2分割する。							
	調査産業計	建設業	製造業	卸売業、小売業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	サービス業（上記産業を除く）
北海道	1,300	220	220	220	220	220	220
青森県	520	90	90	90	90	90	90
岩手県	480	80	80	80	80	80	80
宮城県	600	100	100	100	100	100	100
秋田県	480	80	80	80	80	80	80
山形県	500	80	80	80	80	80	80
福島県	650	110	110	110	110	110	110
茨城県	880	150	150	150	150	150	150
栃木県	620	100	100	100	100	100	100
群馬県	710	120	120	120	120	120	120
埼玉県	1,400	230	230	230	230	230	230
千葉県	1,060	180	180	180	180	180	180
東京都	2,500	420	420	420	420	420	420
神奈川県	1,330	220	220	220	220	220	220
新潟県	900	150	150	150	150	150	150
富山県	480	80	80	80	80	80	80
石川県	480	80	80	80	80	80	80
福井県	480	80	80	80	80	80	80
山梨県	480	80	80	80	80	80	80
長野県	800	130	130	130	130	130	130
岐阜県	820	140	140	140	140	140	140
静岡県	1,280	210	210	210	210	210	210
愛知県	1,850	310	310	310	310	310	310
三重県	610	100	100	100	100	100	100
滋賀県	480	80	80	80	80	80	80
京都府	790	130	130	130	130	130	130
大阪府	2,330	390	390	390	390	390	390
兵庫県	1,500	250	250	250	250	250	250
奈良県	480	80	80	80	80	80	80
和歌山県	480	80	80	80	80	80	80
鳥取県	480	80	80	80	80	80	80
島根県	480	80	80	80	80	80	80
岡山県	480	80	80	80	80	80	80
広島県	790	130	130	130	130	130	130
山口県	480	80	80	80	80	80	80
徳島県	480	80	80	80	80	80	80
香川県	480	80	80	80	80	80	80
愛媛県	480	80	80	80	80	80	80
高知県	480	80	80	80	80	80	80
福岡県	1,330	220	220	220	220	220	220
佐賀県	480	80	80	80	80	80	80
長崎県	530	90	90	90	90	90	90
熊本県	560	90	90	90	90	90	90
大分県	480	80	80	80	80	80	80
宮崎県	480	80	80	80	80	80	80
鹿児島県	600	100	100	100	100	100	100
沖縄県	610	100	100	100	100	100	100

② ローテーション・サンプリングの導入

(論点)

- a 平成 31 年度以降、ローテーション・サンプリングの導入が完了するまでの 3 年間の移行期間には、どのような措置を講じるのか。
- b 報告者は、3 年間継続して回答が求められることとなるが、回収率を確保するため、どのような負担軽減措置等を検討しているのか。
- c 3 年間の途中で廃業や法人化などにより脱落が生じた場合には、どのような対応を取るか。
- d 毎年の母集団名簿の整備・管理は、どのように行うのか。
- e ローテーション・サンプリングの導入に際して、継続標本による参考値の作成・提供も予定しているのか。

【回答】

<a (ローテーション・サンプリングの導入が完成するまでの移行期間における措置) >

変更後の調査初年の平成 31 年調査にあつては、調査対象を 3 グループに分け、

- ① 3 分の 1 の報告者は調査期間を 3 年間
- ② 3 分の 1 の報告者は調査期間を 2 年間
- ③ 残る 3 分の 1 の報告者は調査期間を 1 年間

とし、平成 32 年以降は、調査が終了した報告者から順次入れ替える。(入れ替え時点で最新の母集団名簿に基づき標本配分した各層の標本数の 3 分の 1 を抽出する。)

<b (回収率確保のための負担軽減措置等) >

報告者の負担軽減措置として、回答が容易な電子調査票の開発を含め、回答の利便性が高いオンライン回答の推進を図るほか、照会体制(無料のコールセンター)の充実や、調査の単位を確定申告のために保存している帳簿単位(事業主単位)に変更することとしている。

<c (3 年間の途中で廃業や法人化などにより脱落が生じた場合の対応) >

脱落した調査対象と同一の層から標本を抽出し、残りの調査期間を調査する。

<d (毎年の母集団名簿の整備・管理) >

ローテーション・サンプリングにより毎年 3 分の 1 の標本を新たに抽出するが、抽出に当たっては最新の事業所母集団データベースを用いる。

<e (継続標本による参考値の作成・提供の予定の有無) >

産業別営業状況の結果表について、継続標本のみの対前年比について作成し、参考値として提供する。

(3) 調査方法の変更

(論点)

- a 総務省と民間事業者との間で、どのような役割分担が想定されているか。
- b 民間事業者を活用する際の留意点
- 第Ⅱ期基本計画において、民間事業者を活用する際に留意すべき事項とされている以下の①～④について、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(平成17年3月31日各府省統計主管課長会議等会議申合せ)等を踏まえ、どのような対応を検討しているか。
- ① 統計の品質の維持・向上**
- 調査員調査の取りやめにより、調査への協力依頼、記入漏れや誤りなどの記入上の疑義等に対して、今までのような手厚い対応が行われなくなると考えられるが、民間委託による郵送・オンライン化移行後においても、高い回収率を維持するとともに、正確な回答を確保するために、どのような取組を想定しているか。
 - 集計は、どのような手順で行われるか。総務省は、結果精度の維持の観点から、集計業務において、どのような関与を予定しているか。
- ② 報告者の秘密保護**
- 報告者の秘密保護を徹底するため、どのような対応を想定しているか。また、再委託を想定しているような業務はあるのか。
- ③ 信頼性の確保**
- 民間事業者への委託により、報告者が調査に対する不信感や拒否感を持たないようにするため、どのような取組を想定しているか。
- ④ 民間事業者の履行能力の確認**
- 民間事業者の履行能力は、どのような方法で、確認することを想定しているか。
- c オンラインでの回答を促進するため、調査票配布時や記入時にどのような措置を講じるのか。

【回答】

<a (総務省と民間事業者の役割分担) >

総務省と民間事業者との間での主な役割分担は、以下のとおり。

総務省	民間事業者
<ul style="list-style-type: none">調査対象の選定調査関係書類の設計調査票の審査・集計調査結果の公表	<ul style="list-style-type: none">調査関係書類の印刷・送付調査関係書類の回収 (督促)照会対応 (コールセンター)調査票の入力、検査、疑義照会

上記のほか、総務省は、民間事業者に業務の進捗に応じた報告をさせつつ、業務全体の管理を担い、その過程において、民間事業者に対する適切な指導等を行う。

<b（民間事業者を活用する際の留意点①統計の品質の維持・向上）>

調査単位を確定申告のために保存している帳簿単位（事業主単位）とするほか、以下のとおり取り組むこととしている。

- ・ 電話、はがきによる提出期限前のリマインド、時宜をとらえた督促
- ・ 記入内容チェック可能なオンライン回答の推進
- ・ 調査票の記入要領の充実、照会体制（コールセンター）の充実
- ・ 関係団体への協力依頼の推進

また、集計は、民間事業者が検査を行った調査票を独立行政法人統計センターが審査した上で集計を行う。

なお、民間事業者に対しては、統計センターが行う調査票の審査内容を踏まえた具体的な調査票検査内容を提示する。

<b（民間事業者を活用する際の留意点②報告者の秘密保護）>

1 報告者の秘密保護に係る以下の事項を仕様書に明示するとともに、民間事業者における取組を担保するため、入札に参加する民間事業者のセキュリティ確保体制、遵守規定、業務実施場所における入退室管理等を契約手続の中で確認をし、契約後において立入検査を実施する。

- ・ 調査票、名簿情報等の電磁的記録の使用・保管等に係る紛失、漏えい等防止の徹底、目的外使用の禁止
- ・ 調査票等及び電磁的記録の使用場所、使用者の範囲等
- ・ 電子機器の情報漏えい防止策
- ・ 中間データの消去措置
- ・ 統計法令の遵守

2 なお、再委託については、以下の業務を想定し、再委託先についても、セキュリティ確保方策について総務省統計局との協議規定、立入検査規定を記載する。

- ・ 調査書類の印刷・発送
- ・ 調査票の入力

<b（民間事業者を活用する際の留意点③信頼性の確保）>

調査対象に配布する調査書類や統計局ホームページにおいて、受託した民間事業者の名称等を周知するとともに、記入済みの調査票の提出先を総務省統計局とするなど、統計局の管理の下で調査を実施していることを明確にする。

<b（民間事業者を活用する際の留意点④民間事業者の履行能力の確認）>

入札方式を総合評価落札方式とし、評価項目に民間事業者の履行能力を確認する項目を設け、民間事業者の履行能力を確認する。

< c (オンライン回答促進のための措置) >

操作性に優れたHTML形式の電子調査票を作成するとともに、オンライン回答を誘導（オンライン回答のメリットや実際の操作イメージを具体的・視覚的に説明）する調査対象用のリーフレットを作成・送付するなどの方策を措置する。

(4) 調査時期（周期及び実施時期）及び調査事項の変更

(論点)

《調査時期の変更》

- a 四半期調査を取りやめることにより、利活用面に影響・支障は生じないか。
- b 3月調査を6月調査に変更する理由は何か。
- c 変更後の初回調査は、平成31年6月に前年（平成30年）の実績を把握することを目的に実施することが想定されている。一方、現行の最後の構造調査は、平成31年3月に同じ前年（平成30年）の実績を把握するために実施される。
このため、調査変更の過渡期において、調査内容に重複が発生すると思われるが、現行の構造調査の最終回を行う必要性は何か。

【回答】

<a（四半期調査を取りやめることによる利活用面への影響・支障の有無）>

今回の変更は、内閣府の要望を踏まえ、標本規模及び調査対象産業の拡大を行うことにより、国民経済計算年次推計における混合所得推計の精緻化を図るものであり、四半期調査の取りやめにより、四半期推計に用いる四半期別の設備投資額は把握されなくなるが、設備投資を計画的に実施していないことが多いといった個人企業の特徴を踏まえ、内閣府において代替の推計方法の検討をすることとなっている。

<b（3月調査を6月調査に変更する理由）>

現行調査を平成30年度まで実施することとしており、31年度からの見直し後の調査については、結果の利用時期（国民経済計算年次推計における利用）や調査の準備事務に必要な期間等を総合的に勘案し、6月実施に変更する。

<c（現行の構造調査を平成31年3月に実施（平成30年実績を把握）する理由）>

平成31年から実施する見直し後の調査の集計結果は、結果精度を確保する観点から31年及び32年の2年分の調査結果を比較・分析した上で32年12月に公表する予定であり、国民経済計算年次推計における混合所得推計に間に合わないことから、現行の構造調査票を30年度（31年3月）まで実施し、当該結果（31年7月公表）を混合所得推計に提供することとしている。

(論点)

《調査事項の整理》

〔総論〕

- d ①継続して把握する調査事項、②取りやめる調査事項、③新設・変更する調査事項、それぞれどのような判断基準に基づく結果なのか。
- e 経理事項について、報告者負担の軽減に資するような調査票の設計になっているか（納税申告書から容易に転記ができるかなど）。

〔各論〕

- f 調査票第1面「5」の「上記の主な事業以外に事業収入はありますか」（有無のみで、事業内容までは報告を求めない）については、どのような利活用を想定しているのか。副次的な事業についても把握する必要があるのであれば、事業内容及び額の把握も検討すべきではないか。
- g 調査票第3面の「10 設備取得状況」の欄において、「設備を取得した主な時期は第何四半期ですか」という項目を追加することで、四半期調査を取りやめることに伴う情報の減少をある程度補うことができるのではないか。
- h 前回の諮問に係る答申（統計審議会諮問第275号の答申（平成13年11月9日付け統審議第9号））の際に、「電子商取引」の状況把握が「今後の課題」として指摘されているが、その後の検討状況はどのようになっているか。近年の決済手段の多様化により、その必要性が高まっているのではないか。

【回答】

<d（調査事項の新設・変更・廃止の判断基準）>

基本的には、構造調査票の調査事項を時系列比較の観点から継続して把握することとしているが、新設・変更・廃止する調査事項の判断基準は、以下のとおりである。

<新設>

判断基準	調査事項
男女別統計の整備	事業主と従業員数を男女別に把握
個人企業の経営実態の分析（事業の多角化の状況や受託事業の売上高等への影響等）	主な事業以外の事業収入の有無、受託の状況等を把握
国民経済計算年次推計（混合所得推計）の精度向上	営業経費における専従者給与を把握

<変更>

判断基準	調査事項
調査事項の記入頻度等の記入状況	営業（操業）日数について階級で把握する方法に変更

<廃止>

判断基準	調査事項
報告者負担の軽減及び結果精度の確保	営業経費における「賃借料」、従業員数における「給与賃金」等の削除（確定申告書類から転記可能な項目に限定等）
調査事項の記入頻度等の記入状況	設備投資の内訳の削除、従業員数における「給与賃金」、営業上の資産及び負債等の削除
経済センサスの情報の活用	開設時期の削除
制度変更等による把握必要性の低下	納税申告の形態の削除

<e（経理事項についての報告者負担の軽減に資する調査票設計）>

経理事項については、設備投資に係る事項を除き、確定申告書類から転記可能な項目に限定し、報告者負担の軽減に資する調査票設計としている。

< f (主な事業以外の事業収入) >

個人企業における事業の多角化の状況の分析に資するために把握するが、主業以外を産業別に把握することについては、個人企業数が少なく、標本数の確保が困難である(表7)ことから、主な事業以外の事業収入の有無のみを把握する。

< 表6 個人企業における産業別複数事業の有無の状況(平成26年経済センサス-基礎調査結果) >

	総事業所数	複数事業を行っている		
		事業所数	構成比(%)	
計	1,806,865	219,049	12.1	
主な事業	D 建設業	151,747	11,366	7.5
	E 製造業	144,902	27,614	19.1
	I 卸売業、小売業	451,837	60,216	13.3
	M 宿泊業、飲食サービス業	249,198	15,745	6.3
	N 生活関連サービス業、娯楽業	313,410	30,461	9.7
	サービス業(上記産業を除く)	495,771	73,647	14.9

< 表7 主な事業以外で行っている事業の産業別標本事業所数(試算)(平成26年経済センサス-基礎調査結果) >

	総事業所数	主な事業以外で行っている事業の産業別の事業所数に37,000(調査対象数)/1,800,000(母集団)及び回収率(70%程度を想定)																	
		農業、林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	他の営利事業	その他(政治・経済・文化・宗教団体など)
D 建設業	151,747	4	0	0	-	3	1	0	0	4	0	1	1	0	1	0	0	2	0
E 製造業	144,902	2	0	0	6	-	0	0	0	22	0	1	2	1	2	0	0	4	0
I 卸売業、小売業	451,837	4	1	0	4	25	4	0	1	-	2	3	3	10	12	1	2	17	1
M 宿泊業、飲食サービス業	249,198	1	1	0	0	2	0	0	0	11	0	1	0	-	7	0	0	0	0
N 生活関連サービス業、娯楽業	313,410	0	1	0	0	1	0	0	1	7	0	2	19	8	-	1	0	3	1
サービス業(上記産業を除く)	495,771	6	0	0	6	7	1	1	3	12	4	2	15	2	35	2	1	14	4

< 表8 主な事業以外で行っている事業の産業別事業所数(平成26年経済センサス-基礎調査結果) >

	総事業所数	主な事業以外で行っている事業の産業別の事業所数																	
		農業、林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	他の営利事業	その他(政治・経済・文化・宗教団体など)
D 建設業	151,747	2,863	53	55	-	2,032	744	211	63	2,596	32	833	665	75	556	16	9	1,306	127
E 製造業	144,902	1,758	300	110	4,484	-	76	178	73	16,044	17	422	1,313	559	1,155	187	141	2,747	281
I 卸売業、小売業	451,837	2,692	455	86	3,095	18,048	2,559	333	632	-	1,208	2,439	2,249	7,006	8,231	658	1,446	12,073	783
M 宿泊業、飲食サービス業	249,198	541	386	23	40	1,295	20	12	31	7,927	9	760	164	-	4,880	74	21	286	144
N 生活関連サービス業、娯楽業	313,410	283	454	5	103	899	19	43	428	5,328	41	1,233	13,791	5,600	-	359	129	2,484	603
サービス業(上記産業を除く)	495,771	4,317	98	76	4,450	5,282	383	466	2,169	8,916	3,191	1,545	10,752	1,213	25,023	1,253	388	10,343	3,211

< g (設備を取得した主な時期は第何四半期かという項目の追加) >

指摘を踏まえ、ニーズがあれば対応を検討したい。

<h (「電子商取引」の状況把握) >

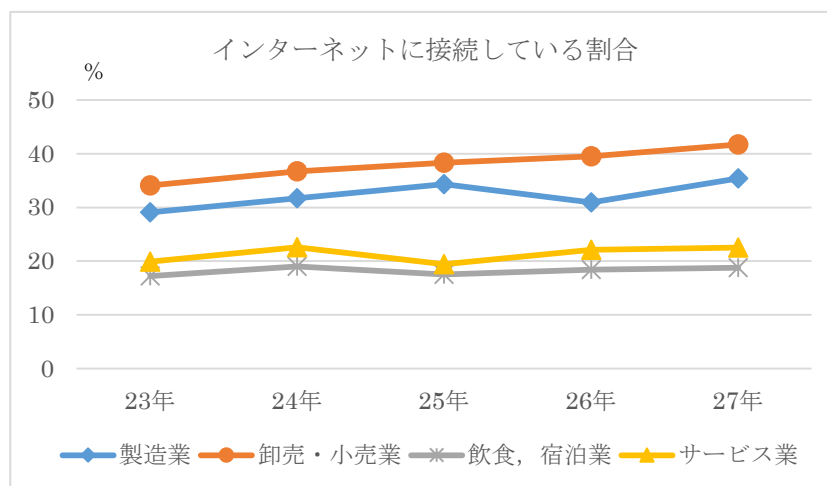
平成24年経済センサス-活動調査の結果をみると、電子商取引を行った個人経営の企業等の割合が低く、結果表章に必要な標本数の確保が困難であること、また、個人企業経済調査のインターネットへの接続状況をみても大きな上昇がみられないことから、今回の見直しにおいては把握しないこととするが、今後、個人企業における電子商取引の進展状況等をみながら引き続き検討することとしたい。

<表9 電子商取引の状況 (平成24年経済センサス-活動調査) >

産業大分類	電子商取引を行った				
	企業等数 (1)	企業等総 数に占め る割合 (%)	個人経営 (2)	個人経営総 数に占める 割合(%)	標本数試算 (注)
建設業	12,013	3.0	1,885	1.3	26
製造業	19,227	5.0	2,430	1.7	34
情報通信業	5,580	14.8	199	10.9	3
運輸業, 郵便業	1,608	2.4	134	0.8	2
卸売業, 小売業	65,017	7.9	22,788	5.2	319
金融業, 保険業	1,506	5.4	195	3.2	3
不動産業, 物品賃貸業	4,758	1.7	1,270	0.9	18
学術研究, 専門・技術サービス業	6,697	4.1	2,558	2.9	36
宿泊業, 飲食サービス業	13,071	3.1	6,783	2.0	95
生活関連サービス業, 娯楽業	6,258	1.9	3,161	1.1	44
教育, 学習支援業	2,297	2.3	1,065	1.4	15
医療, 福祉	3,716	1.5	1,770	1.2	25
複合サービス事業	165	2.7	20	0.6	0
サービス業(他に分類されないもの)	5,657	2.4	1,662	3.5	23

注) 電子商取引を行っている産業別の個人経営企業等数(2)に「37,000(調査対象数)/1,800,000(母集団)」及び回収率(70%程度を想定)を乗じ、総務省統計局「平成24年経済センサス-活動調査」の調査票情報を独自集計したものである

<図2 インターネットの接続状況 (個人企業経済調査) >



(論点)

《他の基幹統計調査との関係》

- i 工業統計調査、商業統計調査など、年次で実施され、報告者が重複する他の調査との役割分担・重複是正措置について、検討していることはあるか。
- j 経済センサス - 活動調査の実施年には、調査の実施期日が近接することが想定されるが、報告者負担の軽減の観点から何らかの対応は考えているか。

【回答】

< i (他の年次調査との役割分担・重複是正措置) >

本調査は個人企業の経営の実態を明らかにし、個人企業に関する基礎資料を得ることを目的としており、各産業における1年間の営業収支、事業主の年齢、事業経営上の問題点などの構造的特質を把握するために実施しているものであり、産業別の経済構造を把握する工業統計調査や商業統計調査等の他の産業別年次調査とは目的を異にするものである。

なお、報告者負担の増加を抑制する観点から、調査対象の選定段階において上記産業別年次調査との重複是正措置を行うこととしている。

< j (経済センサス - 活動調査の実施年における対応) >

本調査の目的からすれば経済センサス - 活動調査の実施年にも調査を実施することが必要と考えるが、経済構造統計の作成に係る今後の議論を踏まえ検討したい。

(5) 集計事項の変更

(論点)

- a 都道府県別集計について、将来的には時系列比較を行う必要性が生じるが、その際に結果数値に断層が生じないよう、何らかの対応を考えているか。また、仮に外れ値が生じた場合、現時点で何らかの対応を考えているか。
- また、都道府県集計を詳細化することで、秘匿値が多く発生することが懸念されるが、集計はどのような区分で行うのか。
- b 今回の見直しに伴い、集計事項はどのように整理されているか。ニーズに対応した統計の作成となっているのか【未諮問基幹統計としての確認】

【回答】

<a (都道府県別集計における対応) >

都道府県別集計の結果については、2年分のデータによる分析を行い、時系列比較が適切に行えるよう対応したい。

また、都道府県集計の実施に当たっては、表章する産業分類を大分類（6区分）に限定しているほか、秘匿が多く発生すると見込まれる事項については全国集計に限定することにより、秘匿値が多く発生するような集計とならないようにしている。

<b (見直しに伴う集計事項の整理) >

従前の調査事項に関する集計事項は引き続き作成・提供するとともに、新規・拡充する集計事項も含め、調査結果の利活用の観点から必要と考えられる集計表を作成することとしている。

(6) 調査結果の公表時期の変更

(論点)

《平成 31 年度の調査について》

- a 平成 31 年度調査の結果公表について、調査実施の約 1 年半後としない理由（2 年分の調査結果を比較・検証する必要性についての説明を含む。）は何か。

【回答】

見直しに伴い、これまでの限定産業に係る集計からほぼ全産業に係る集計に拡大することや都道府県別の集計を行うなどの新たな集計事項についての的確な審査・集計を行うため、31 年・32 年の 2 年分のデータを蓄積した上で、調査票の記入状況や欠測値の発生状況等を踏まえ、単年の調査データでは作成することができない調査票審査基準の整備や複数年データを使用した欠測値の補完方法（横置き補定や伸び率補定）などの検討を行う。

(論点)

《平成 31 年度の調査について》

- b 本調査の集計スケジュールと想定される主な利活用の時期を併記した表により、平成 31 年調査の集計時期が、利活用上支障がないことを示されたい。

《平成 32 年度以降の調査について》

- c 本調査の集計スケジュールと想定される主な利活用の時期を併記した表により、基本的に予定している集計時期（調査実施翌年の 3 月まで）が、利活用上支障がないことを示されたい。

【回答】

別紙のとおり。

個人企業経済調査の見直し後の集計等スケジュール口

